

富木島中学校子どものいじめ防止基本方針（概要版）

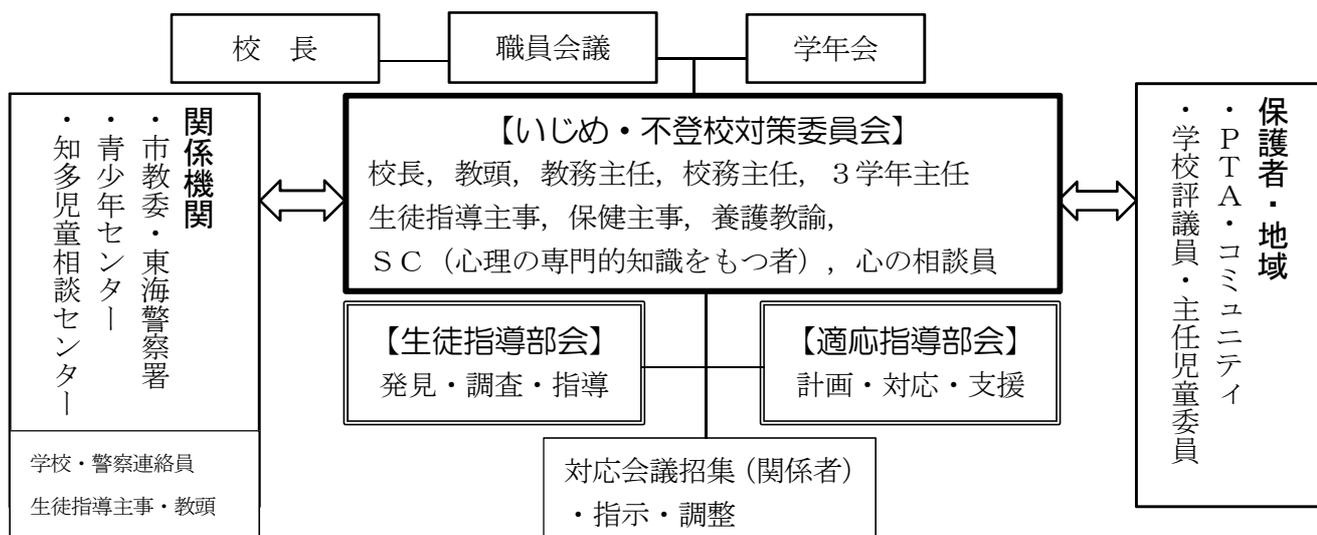
1 いじめの防止についての基本的な考え方

- いじめは絶対に許さない，見過ごさないという姿勢で指導にあたる。
- 生徒一人一人の自己有用感，成就感を味わせる，豊かな心づくり教育を推進する。
- いじめの早期発見のために，有効な手段を多面的に積極的に講じる。
- いじめの早期解決のために，当該生徒の安全・安心を保証するとともに，保護者や関係諸機関等と連携して，解決にあたる。

2 いじめ防止のための組織の概要

(1) 組織名 「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 組織



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止 認め合い，支え合う集団・仲間づくり

基本的な考え

- 生徒一人一人が認められるよう，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む
- 教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ，基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 道徳や人権教育，キャリア教育，情報モラル教育など，全ての教育活動を通して，生徒が自己有用感を味わい，豊かな心を育むことができるように努める。思いやりの心を育み，社会的自立の基礎を築く場とする。「いじめは絶対に許されない」「知らない顔をするのもいじめに加担している」ことなどを伝える。

(2) 早期発見 生徒の変化を敏感に察知

基本的な考え

- 早期発見が早期解決につながることを理解し，生徒との信頼関係の構築に努める。
- いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，生徒の小さな変化を敏感に察知する。
- 教職員の情報交換や保護者・地域との連携を密にして，必要な情報を共有する。

(3) 早期対応 問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応

基本的な考え

- いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」で話題にし、早期に、組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すという姿勢で対応し、積極的な支援を行う。
- 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- 教職員の共通理解のもと、保護者との協力、スクールカウンセラーや教育相談員等の専門家

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、指導を受けながら対応する。
- (2) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中においては、事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

6 取組の検証・見直しと年間計画

月	会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	職員会議	授業公開	身体測定	PTA総会 学年懇談会
5月	D ↓		授業公開	健康診断 いじめアンケート	PTA・地域あいさつ運動
6月	C ↓	いじめ・不登校 対策委員会 職員会議	授業研究・生徒理解 学校保健委員会	教育相談	
7月	A ↓				保護者懇談会
8月	↓	職員会議	教職員研修①		
9月	P			いじめアンケート	
10月	D				富中フェスティバル
11月	C ↓	いじめ・不登校 対策委員会 職員へのアンケート	授業研究・生徒理解 学校保健委員会	教育相談	PTA・地域あいさつ運動 保護者・地域アンケート
12月	↓	職員会議	人権啓発教室 教職員研修②		保護者懇談会
1月	A			いじめアンケート	
2月	P ↓	いじめ・不登校 対策委員会 職員会議	授業公開 授業研究・生徒理解	教育相談	PTA・地域あいさつ運動
3月	↓	基本方針の見直し			